

あいち建設情報共有システム

建設情報共有システムとは、受発注者間の打合せ簿などの工事書類をインターネット上のシステムを利用して提出・確認・共有し、生産性向上や働き方改革を支援するツールです。

注)品確法には令和元年6月の改正で、受注者・発注者の責務として情報通信技術の活用等を通じて「生産性の向上」を図る規定が追加されています。



【あいち建設情報共有システムについて】

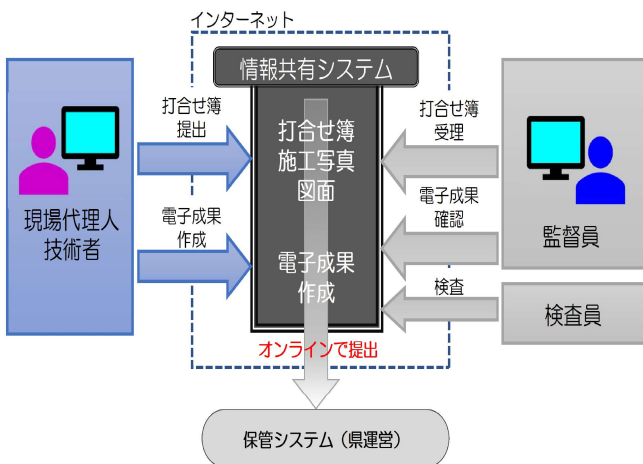
- ▷ 公益財団法人愛知県都市整備協会が運営管理。
- ▷ 現在、おもに県発注工事が対象。今後、県内市町村等にも順次拡大（予定）。
- ▷ 本システムの特徴として、愛知県・国交省様式の帳票の利用、オンラインでの電子納品機能に加え、運営者による工事契約情報の登録、ヘルプデスクの設置・操作研修の実施。

作成・提出できる帳票	
愛知県様式	工事打合せ簿
	段階確認報告書
	施工状況把握報告書
	材料確認報告書
国交省様式	工事打合せ簿
	段階確認書
	材料確認書
	工事履行報告書

【作成者】(受注者・発注者)
Webブラウザの入力フォームから書類を作成できます。
基本的な決裁経路は設定済みのため、書類作成の都度、設定する必要はありません。
決裁経路を変更することもできます。

【決裁者】(受注者・発注者)
決裁が必要などときには、メールが送付されます。
送付されたメールに従い、画面を開いて内容を確認して「承認」ボタンをクリックします。

▲工事打合せ簿の提出イメージ



▲オンライン電子納品イメージ

利用機関	対象工事	利用開始
愛知県		
建設局、都市・交通局	令和2年4月以降に契約するすべての工事 <対象外とできる工事> ・電子納品を行わない工事(指示票工事など) ・やむを得ない事情がある場合(通信環境など)	R2.1.1
農業水産局、農林基盤局	令和4年4月以降に契約するすべての工事	R2.4.1
建築局	契約図書等で指定された工事	R2.7.1
企業庁	令和3年4月以降に契約するすべての工事	R2.7.1
防災安全局	契約図書等で指定された工事	R3.5.26
岡崎市		
	契約図書等で指定された工事	R2.7.1
名古屋高速道路公社		
	契約図書等で指定された工事	R3.4.1
東海市		
	契約図書等で指定された工事(試行)	R3.6.2
一宮市		
	契約図書等で指定された工事(試行)	R4.1.22

※利用機関名称は導入順に記載しています。

▲2022年4月時点の対象工事